西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

	◇ 公 告	ページ
0	借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務 部地域リハビリテーション推進課】	2
0	物品等供給契約に係る一般競争入札の公告【戸畑区役所まちづくり整 備課】	5
	◇ 公営競技局	
0	北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程 【公営競技局総務課】	8
0	北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改 正する規程【公営競技局総務課】	9
0	北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程 【公営競技局ボートレース事業課】	1 0

北九州市公告第50号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市 契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第 4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機5台及びモノクロ複合機4台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価(当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。)にそれぞれの予定数量(5年間分)を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課
 - イ 期間 この公告の日から令和4年2月16日まで(日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札に参加するための要件等
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加 申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を 受けなければならない。
- イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。
- (4) 入札参加申込書を提出する場所及び期間
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ
 - イ 期間
 - (ア) 持参の場合

この公告の日から令和4年2月16日まで(日曜日等を除く)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和4年2月16日午後5時までに必着のこと。

- (5) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和4年2月18日までに通知 する。
- (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で 令和4年2月24日午後5時までに必着のこと。
- (7) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター3階12番室
 - イ 日時 令和4年2月25日午後2時
- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の 5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれか

に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の 3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌 年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場 合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課 〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 電話 093-522-5311 北九州市公告第51号

一般競争入札により物品等供給契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約内容

- (1) 物品等の名称及び数量 若戸大橋及び若戸トンネル電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 若戸大橋戸畑電気室(北九州市戸畑区川代一丁目1番1
- 号)及び若戸トンネル若松電気室(北九州市若松区北浜一丁目)
- (5) 入札方法
 - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 -)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

- イ 入札は、郵送により行う。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、再度入札 を行う。
- エ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により 小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定に

より小売電気事業者としての登録の申請を行っている者であること。

- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所まちづくり整備課
 - イ 日時 この公告の日から令和4年3月2日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市建設局道路部道路維持 課ホームページ又は前号アの場所において無償で交付する。
 - (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
 - (4) 競争参加の申出書の提出 第1号アの場所に書留郵便により、令和 4年2月10日午後3時までに必着のこと。
 - (5) 入札書を提出する場所及び期間等
 - ア 場所 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所まちづくり整備課
 - イ 期間等 令和4年2月24日までに必着のこと。
 - (6) 入札の日時 令和4年2月25日午後1時30分
- 4 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - (3) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
 - (6) この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第

234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

戸畑区役所まちづくり整備課

〒804-8510 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号

電話 093-871-1503

FAX 093-881-2677

北九州市公営競技局管理規程第1号

北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月31日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司 北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する 規程

北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程(令和2年北九州市公営競技局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「で公営競技局長が定めるもの」を削る。 付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第2号

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する 規程を次のように定める。

令和4年1月31日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司 北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年北九州市公営競技局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第3条第2項第3号に規定する月額で定める給料を支給する者」を「第1号会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「企業職員給与規程の適用を受ける職員の例により」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条第2項第1号に規定する時間額で定める給料を支給する者及び同項第2号に規定する日額で定める給料を支給する者 次条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与の額に次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額

ア 12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務 100分の 50

イ アに掲げる勤務以外の勤務 100分の35

(2) 第3条第2項第3号に規定する月額で定める給料を支給する者 企業職員給与規程の適用を受ける職員の例により算定した額 付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月31日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する 規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程 (平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第4号中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

第53条第1項第8号中「成年者」を「20歳以上の者」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。